

飯塚市立飯塚第二中学校部活動規定

令和7年4月 部活動係

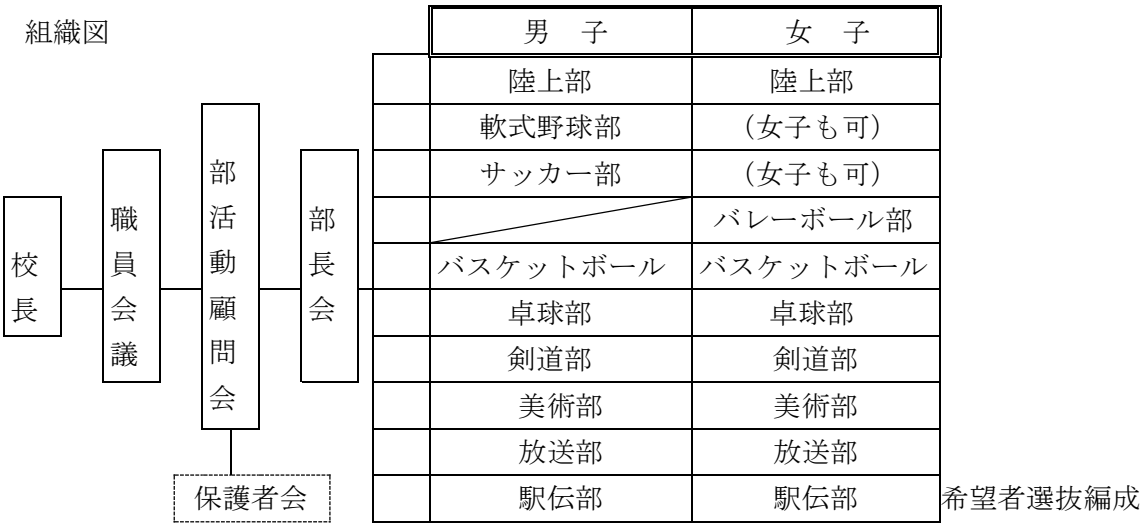
1 部活動の教育的意味

学校教育活動の一環として行われる部活動は、子供たちが自分の興味・関心に沿った事柄を自主的・自発的な参加により継続的に実践することで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものである。

2 部活動の意義

- ① 興味・関心の追求による個性の発見と伸長を図る。
- ② 教職員や異学年生との交流を通して豊かな人間関係の育成を図る。
- ③ 自主的・実践的な態度等、集団活動における社会性の育成を図る。
- ④ 心身の健康の増進、体力向上を図る。
- ⑤ 規範意識やマナーの指導を通して秩序ある態度を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ⑥ 集団の一員としての自覚を高め、他と協力しながら自己の責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を育てる。

3 組織



- ① 部活動顧問会
 - 管理職および全顧問をもって構成され、必要に応じて開催する。
 - 部活動に関する諸問題の解決のために議論する。
- ② 部長会
 - 各部活動の部長によって組織され、部活動担当教員のもとに随時必要に応じて開催する。

4 設置及び廃部に関すること

- ① 廃部については部員数が大会規定数に満たない、あるいは今後も予想される場合、練習が困難な場合、部活動顧問会で確認し、学校長が決定する。

5. 入・退部・引退に関すること

- ① 希望生徒とその保護者が入部届により申請し、学級担任、顧問が承認した者が入部することができる。新入生、転入生については一定の仮入部期間後、同様の手続きを行う。
- ② 部に在籍する期間は1カ年（入部を毎年申請）とするが、3カ年継続を原則とする。
- ③ 運動部は総合体育大会、文化部は文化祭までを活動期間とし、引退とする。
- ④ 退部を希望する生徒については、本人、顧問、担任、保護者で十分に協議し退部届により申請を行う。また、担当顧問は指導困難と思われる生徒に対して保護者及び学級担任と審議の上、退部を勧告することができる。

6. 活動日・時間に関すること

- ① 完全下校時間（校門を出る）は下記の通りとし、徹底します。
（帰りの会終了時間から１０～１５分後には練習が開始できるようにしましょう。）

夏場の練習 3月1日～10月31日まで・・・ 完全下校 18:45

冬場の練習 11月1日～2月末日まで ・ ・ 完全下校 18:30

5 時間授業の日 ・ ・ 完全下校 18:00

長期休業中の完全下校時間

[夏期 16:30] [冬期 16:00] [春期 16:00]

- ② 部活動後の終礼の実施について

終礼は練習終了後、片付け→着替え・部室戸締まり（10分）の後に必ず実施。

7. 駅伝の朝練習に関すること

- ① 9月～2月（新人駅伝大会終了まで）の期間、駅伝大会に向けての合同練習を行う。
- ② 事故防止・危機対応のため、必ず顧問の指導の下に練習を行うこと。
- ③ 朝練習時間 7：30～8：00まで。（8：10には、生徒昇降口に入ること）
- ④ 制服で登校すること。
- ⑤ 朝食を摂って練習に参加することを基本とする。
- ⑥ 部室のカギは7：15以降に取りに来ること。

8. 活動に関すること

- ① 部の活動は、学校教育の妨げにならないようにする。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なるときはそれを優先する。
- ② 休養日は、「ノー部活動デー」に加えて、原則として週休日のうち1日を休養日とする。週末に大会参加等で両日活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとする。
- ③ 活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度を原則とする。
- ④ 原則として定期考査7日前より活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその前については学校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
- ⑤ 顧問が不在の場合は、原則として活動しないものとする。
- ⑥ 部室は、活動に関する用具保管、更衣のみに使用し、活動目的以外（教科書・私物の置き帰り等）で使用しない。
- ⑦ 部室の鍵の管理は職員室で行い、施錠は各部活動で責任を持って行うこと。
- ⑧ 活動場所（部室を含む）は常時清美・清掃を行うこと。また、使用した道具類の後片付け

も責任を持って行い、破損の場合には速やかに連絡を行うこと。

- ⑨ 校則違反、問題行動等規則を守れない場合は、顧問者会で対外試合、練習等の対応を決定する。

9. 部の運営に関すること

- ① 担当顧問と連携をとり、年1回の保護者懇談会を開き、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 部の運営に関する費用は自己負担を原則とし、部費は原則として徴収しない。
- ③ 各部活動で統一するウェア等は、華美にならないように配慮すること。
- ④ 保護者会費を徴収する際は、保護者会と連携し、適正に管理・処理し、会計報告を必ず年度末に行う。

10. 保護者会の発足に関すること

- ① 保護者会
 - 部活動ごとに、部活動に所属する生徒の保護者を持って組織される。その運営は、保護者によるものとする。
 - 担当顧問と連携をとり、年1回の定例会を開き、必要に応じて臨時に開催する。
 - 保護者会は次のような活動を行うことができる。
 - (ア) 保護者会年間計画の提案・承認
 - (イ) 保護者会年間予算の提案・承認
 - (ウ) 対外試合、校外活動等の生徒送迎に関すること
 - (エ) 対外試合、校外活動等の生徒の世話等に関すること
 - (オ) 連絡網の作成と連絡調整に関すること
 - (カ) 保護者会費の管理、運用